

庁舎警備業務委託仕様書

1 警備対象物件

所在地 東田川郡三川町大字押切新田字桜木2 5
名 称 山形県工業技術センター庄内試験場

2 委託業務の種類

(1) 防犯業務 (2) 火災監視業務 (3) 設備監視業務

3 警備業務用機械装置

(1) 警備業務用機械装置の機能は次のとおり、警戒範囲は別紙平面図のとおりとし、警備のために合理的な機械装置の配置と機能の適用を行うものとする。

ア 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能

イ センサーが感知した内容を表示する機能

ウ 火災発生を感知する機能

エ 機械装置及びセンサーの破損、配線の切断等の異常を監視する機能

オ 警備の開始、解除の操作を行う機能

カ 基地局に異常等の信号を送信する機能

キ 一般回線の断線を監視する機能

ク 一般回線が使用中の場合、強制断線して警報信号を送信する機能

(2) 通信回線は、発注者の一般回線（常時断線監視機能付）とする。

(3) 委託期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

4 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として機械警備を開始した時点（セット時）より、機械警備を終了した時点（セット解除時）までとする。

5 業務内容

基地局において異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検して、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行う。

(1) 現場に応じた緊急措置

(2) 施設管理担当者への連絡

(3) 基地局への連絡

(4) 警察、消防署等への通報

6 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

7 受注者は、業務委託の適正な履行を確保するため、常に連絡がとれる業務責任者等として、正規職員又は社会保険被保険者を配置すること。（社会保険とは健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のすべてをいう。）

8 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については、必要の都度発注者と受注者が協議のうえ、文書にて取り決めるものとする。

山形県工業技術センター庄内試験場平面図

